本市における内部統制の概要

1　京都市内部統制基本方針の策定

本市における業務上のリスクを想定し、対応策を講じて管理することで、適正な業務執行を確保するとともに、効率的・効果的な行政運営を確立し、住民の福祉の増進を図るため、地方自治法第１５０条第１項の規定に基づき、令和元年１２月２５日付けで、**京都市内部統制基本方針**を策定しました。方針に定める主な内容は次のとおりです

○　行政サービスの提供に係る業務上のリスクを識別及び評価し、対応策を講じることで、業務の適正な執行を確保

※ リスク：発生することにより、結果として本市又は市民に対し経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性が高いもの

○　内部統制の対象とする事務は次の２つ

- 財務に関する事務
- 個人情報管理に関する事務

別紙３：対象事務に関して内部統制による管理の対象とする重要なリスクの一覧

※　その他の事務については、内部統制によるリスク管理の対象事務とはせず、これまでから実施してきた事務適正化の取組等を継続することにより引き続きリスクの発現の抑止に取り組む

○　市長を本部長とした内部統制推進本部を設置し、組織的に内部統制を推進

○　内部統制実施の目的は次の４つ

- 業務の効率性・有効性の確保
- 業務に関わる法令等の遵守
- 財務報告等の信頼性の確保
- 資産の保全

○　毎年度、内部統制の整備・運用の状況について報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会へ提出のうえ、市民に公表

○　構築した内部統制制度の有効性について、毎年度、評価及び必要な見直しを実施

2　実施体制

○　上記方針に基づき、次のとおり、内部統制の実施体制を整備しました。

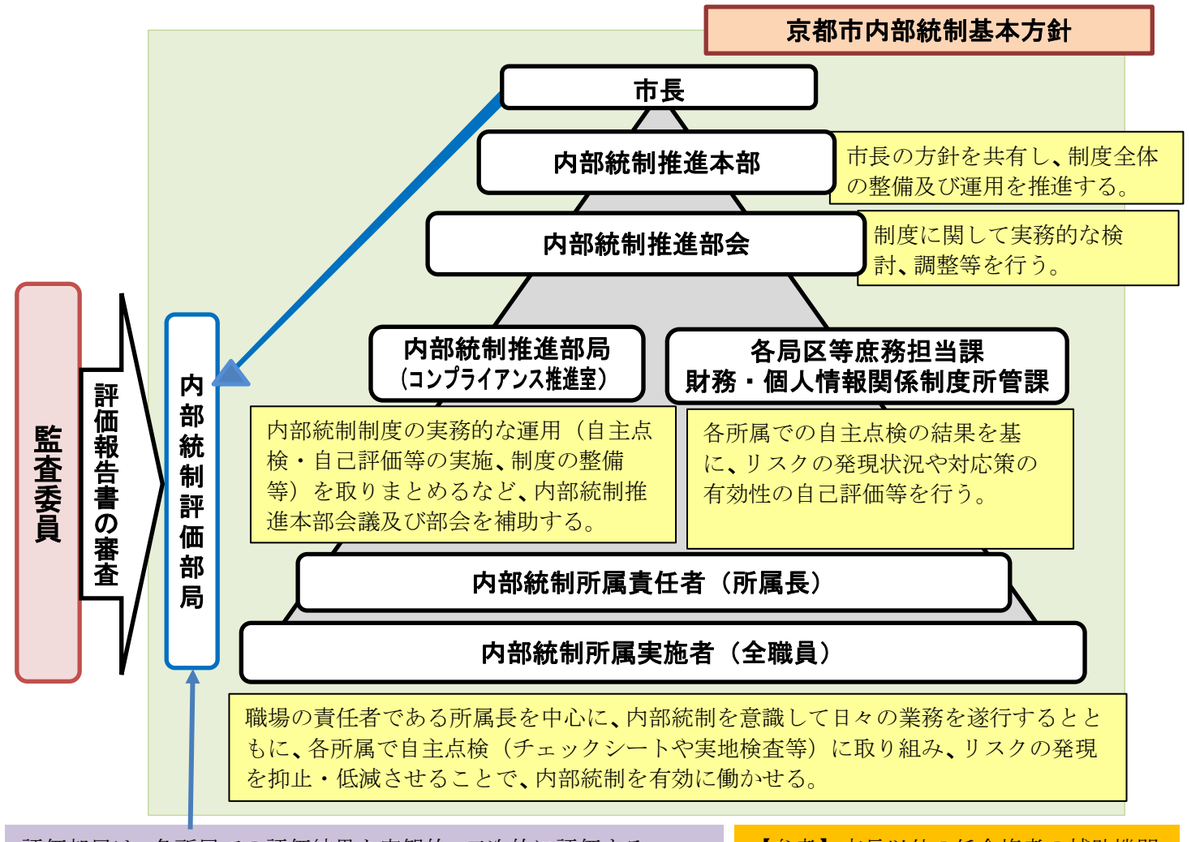

3　具体的な取組内容
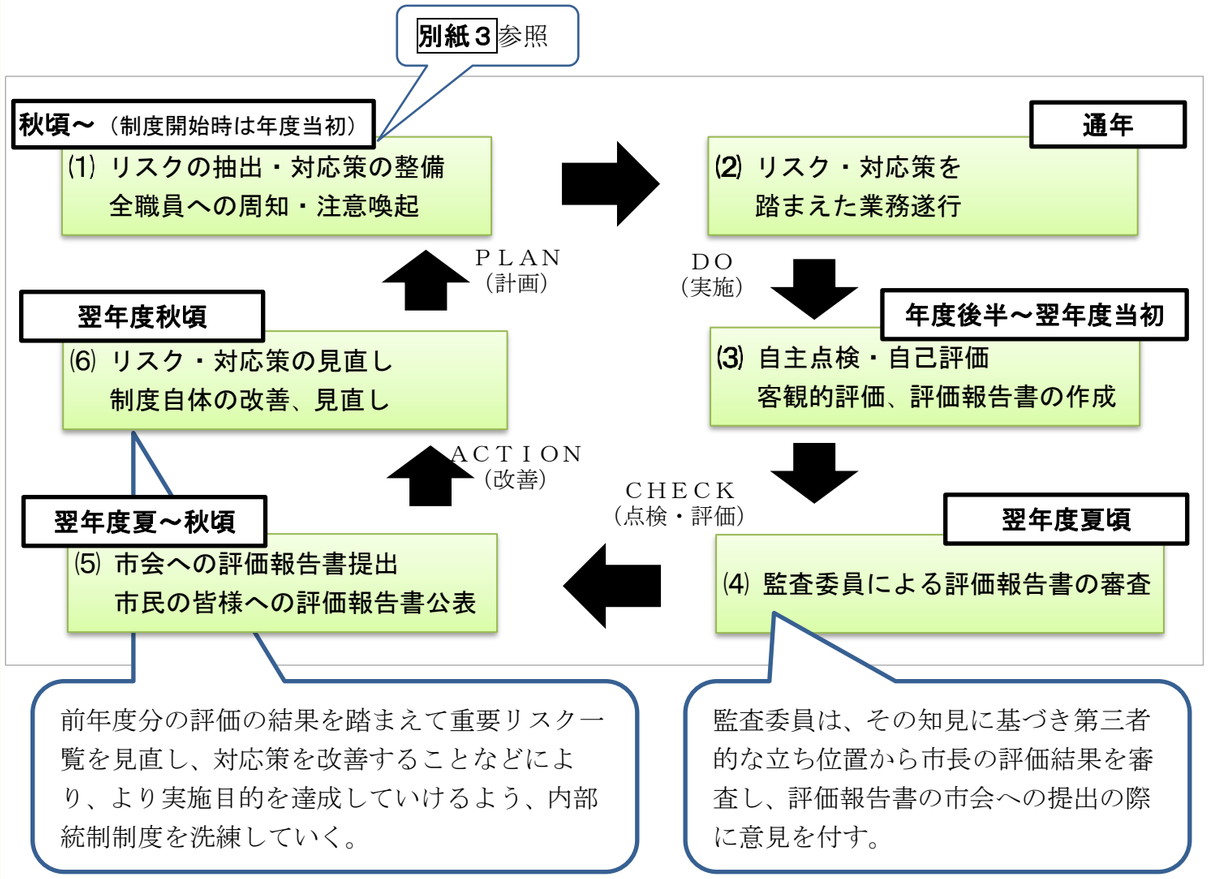
○　令和２年度以降の毎年度の具体的な取組内容（制度運用の流れ）は下図のとおりです
（評価対象期間は各年４月１日～翌３月３１日までの一会計年度）